

福岡歯科大学の現状と課題 '24 改善報告書

福岡歯科大学 自己点検・評価委員会

2025年12月

目 次

はじめに	1
1. 理念・目的	2-3
2. 内部質保証	4-6
3. 教育研究組織	7-9
4. 教育・学習	10-17
5. 学生の受け入れ	18-20
6. 教員・教員組織	21-23
7. 学生支援	24-25
8. 教育研究等環境	26-31
9. 社会連携・社会貢献	32-33
10. 大学運営・財務	
(1) 大学運営	34-36
(2) 財務	37-38

はじめに

福岡歯科大学は 1991 年に自己点検・評価の学内組織を設け（現在は自己点検・評価委員会に改組）、翌年度から自己点検・評価報告書「福岡歯科大学の現状と課題」をほぼ 2 年毎に発行、学内外に公開して、説明責任を果たしてきた。2009 年からは改善・改革を継続、推進するため、「福岡歯科大学の現状と課題」で示された評価基準ごとの【点検・評価】に示された長所・特色、問題点、全体まとめが、どのように対応・改善等されたかを同冊子が発行された翌年に「福岡歯科大学の現状と課題 改善報告書」としてまとめ、ホームページ等で公開し、自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムを確立した。今回の改善報告書は、2023 年に自己点検・評価報告書として作成した「福岡歯科大学の現状と課題' 23」に示された評価基準ごとの【点検・評価】が、2024 年にどのように対応・改善等されたかをまとめたものである。

私立歯科大学を取り巻く環境は依然として厳しいが、本冊子が本学の教育、研究、管理運営等の改革・改善の一助となれば幸いである。

2025 年 12 月

福岡歯科大学 学長 高橋 裕

第1章 理念・目的

【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。
- ②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

【点検・評価】

(1) 分析を踏まえた長所と問題点

第四次中期構想における中項目に「教育の質向上」を掲げ、小項目に「口腔医学教育を実践する。」と設定している。

この「口腔医学」とは、2004年5月に「口腔医学の確立」を学園全体の中期目標として決定されたことに端を発し、医学・歯学の統合、患者中心の医療実現を念頭に新たに創設した理念であり、本学の教育研究の方針として、その後の中期構想でも保持されている理念である。

この理念・目的の達成に向けて、2020年度に受審した大学基準協会の認証評価において大学基準に適合しているとの認定を受け、その評価結果を踏まえたうえで、法人における経営方針を企画立案し連絡調整することを目的として設置している経営企画委員会に設置した大学及び施設ごとの部会で策定案を作成し、内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会で点検・評価を行い、教職員からの意見募集、教授会等での検討の後、常任役員会、学園連絡協議会、評議員会で審議されたのちに理事会で決定されたプロセスは、学内者である教職員と学外者である外部評議員、外部理事の審議を経ていることから、大学内外の状況を分析し、具体的かつ実現可能な内容となっており、問題点は特にない。

(2) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の理念・目的は、「建学の精神」および「本学学則」並びに「大学院学則」に定めており、ホームページ、募集要項及び学生便覧等の刊行物、本学本館玄関及び1階学生ホールに掲示し、学生、教職員に公表している。

この理念・目的の達成に向けて、2020年度に受審した大学基準協会の認証評価において大学基準に適合しているとの認定を受け、その評価結果を踏まえ、法人における経営方針を企画立案し連絡調整することを目的として設置している経営企画委員会に設置した大学及び施設ごとの部会で策定案を作成し、内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会で点検・評価を行い、教職員からの意見募集、教授会等での検討の後、常任役員会、学園連絡協議会、評議員会で審議されたのちに理事会で決定したプロセスは、学内者である教職員と学外者である外部評議員、外部理事の審議を経ている。

また、第四次中期構想は8年間と長期にわたることから、定期的に進捗状況を確認するとともに、4年後を目途に、必要に応じて見直しを行うこととしている。

【'24 対応・改善状況】

(1) 「'23 現状と課題」の「分析を踏まえた長所と問題点」について、2024 年度に実施した対応・改善及び発展方策

2004年5月に学園全体の中期目標として決定されたことに端を発し、「口腔医学の確立」は医学・歯学の統合、患者中心の医療実現を念頭に新たに創設した理念であり、本学の教育研究の方針として、現在の第四次中期構想でも保持されている理念である。

第四次中期構想の策定については、2020年度に受審した大学基準協会の認証評価において大学基準に適合しているとの認定を受けた評価結果を踏まえたうえで、法人における経営方針を企画立案し連絡調整することを目的とした経営企画委員会に設置した大学及び施設ごとの部会で案を策定している。策定案は内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会で点検・評価を行い、教職員からの意見募集、教授会等での検討の後、常任役員会、学園連絡協議会、評議員会で審議されたのちに理事会で決定されており、学内者である教職員と学外者である外部評議員、外部理事の審議を経ていることから、大学内外の状況を分析し、具体的かつ実現可能な内容となっている。

この第四次中期構想における中項目に「教育の質向上」を掲げ、小項目に「口腔医学教育を実践する。」と設定している。

2024年度に実施した対応・改善及び発展方策として、自己点検サイクルの充実・強化及び口腔医学教育の実践を検証するため、学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)に基づいたアセスメントプランを完成させたほか、2025年度からそのプランを基に各種委員会で自己点検した取り組み状況を自己点検・評価委員会が点検・評価し、助言等を行うPDCAサイクルを確立させることにより口腔医学教育を一層充実することとした。また、歯学研究科では、コースワーク・リサーチワークの円滑な実施体制の検証を2025年度も継続してシラバス上で確認するとともに、学位申請に必要な中間発表会においても、各専門領域の教員から口腔医学に関連した口頭試問や研究アドバイスをを行うことで、口腔医学への理解を更に深めることができた。

(2) 全体のまとめ

本学の理念・目的は、「建学の精神」および「本学学則」並びに「大学院学則」に定めており、ホームページ、募集要項及び学生便覧等の刊行物で周知することで、学生、教職員に公表している。

第四次中期構想の策定については、2020年度に受審した大学基準協会の認証評価結果を踏まえ、経営企画委員会に設置した大学及び施設ごとの部会で策定案を作成し、内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会で点検・評価を行い、教職員からの意見募集、教授会等での検討の後、常任役員会、学園連絡協議会、評議員会で審議されたのちに理事会で決定した内容は、学内者である教職員と学外者である外部評議員、外部理事の審議を経て策定している。

この第四次中期構想を達成するために、毎年度事業計画を策定し、その計画の達成状況を定期的に点検・評価し、中期構想を達成するためのPDCAサイクルを回している。

なお、第四次中期構想は8年間と長期にわたることから、定期的に進捗状況を確認するとともに、4年後を目途に、必要に応じて見直しを行うこととしている。

第2章 内部質保証

【点検評価項目】

- ①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。
- ②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。
- ③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

【点検・評価】

(1) 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、学則において、教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとし、自己点検・評価及び認証評価機関による評価等多様な評価の結果を本学の目的に反映させ、改革に努めると、明記している。また、「第四次中期構想（2023年～2031年）の中項目の一つに「評価の方向性や各評価団体の動向に注視しつつ、第三者評価を受ける。」と掲げ、その項目を達成するため「大学基準協会による認証評価結果を踏まえて、各委員会の役割を明確にして内部質保証を推進する。」と明記している。

また、本学では、「学則」第1条の2を踏まえたうえで、内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」を定め、ホームページで公表するとともに、教育研究活動等の点検評価としては、「福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を定め、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映することとし、学修成果の評価は、自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として、自己点検・評価委員会が部長会と連携して行い、認証評価に反映されることとしている。

自己点検・評価及び改善報告（PDCAサイクル②）は定期的に行われ、事業計画の点検・評価と改善（PDCAサイクル①）も毎年度実施されていることから、点検・評価に関する学則等の規定は遵守され、着実に効果を上げている。さらに、アセスメント・ポリシーに基づいて教育研究活動等の点検評価を着実に実施するために令和5年度にアセスメントプランの作成を開始した。令和6年度中に完成を目指し、アセスメントプランを基に各種委員会レベルで自己点検した取り組み状況を自己点検・評価委員会が点検・評価し、助言等を行うことで口腔医学教育の実践を検証するサイクルの確立を目指している。

本学が2020年に受審した大学基準協会の認証評価結果への対応について大学基準協会からは、「自己点検・評価委員会を中心として大学基準協会からの提言やその他の課題に対する改善を行うための仕組みを検討し、大学全体で取り組んでいることが認められるが、改善に向けた取り組みの成果が十分でない点がみられるため内部質保証の体制を整備し、引き続き改善していくことが求められる。」との検討所見であったことから、自己点検・評価委員会で内部質保証の体制を検討する必要がある。

(2) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、2014 年度に採択された文部科学省大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）による大学教育再生加速プログラム「学修成果の可視化」を契機にディプロマ・ポリシー達成度の数値化を試み、その結果を学生に提示するための準備をし、2023 年度の卒業生から「福岡歯科大学 ディプロマ・ポリシー毎の学修成果（ディプロマ・サプリメント）」の配布を行っている。

2017 年にアウトカム基盤型教育を導入し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを改定し、6 コンピテンス、65 コンピテンシー（ディプロマ・ポリシーを構成する評価可能な具体的能力）を設定した。個々の学生の学習成果を、6 コンピテンス、65 コンピテンシーに基づいて数値化し、学生が修得した能力（何ができるようになったか）を測定する。授業受講により獲得できるコンピテンシーはシラバスに明記されており、全学年の授業で獲得できる能力については、毎年度数値化を行い、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育ができていくかどうか、学務委員会で検証を行っている。

今後、全学年の授業で獲得できる能力を毎年度数値化することを継続し、授業で獲得できるコンピテンシーの見直し、授業内容や評価方法の適正化とともにカリキュラム全体の見直しに活用する。さらに、「福岡歯科大学 ディプロマ・ポリシー毎の学修成果（ディプロマ・サプリメント）」について、外部の意見を聴取し有用な記載項目を追加するなどの改善に取り組んでいく。学生は、このディプロマ・サプリメントで卒業時点での各自の長所と短所を詳細に知ることができるので、歯科医師に必要な能力を今後さらに向上するために活用することを期待している。

2020(令和 2)年度大学評価の結果、改善課題として、日常の自己点検・評価及び改善支援は、役職教職員において組織された「部長会」が実施しているが、大学の最終的な内部質保証の責任主体である「自己点検・評価委員会」及び「部長会」の関係性や役割分担に加えて、「部長会」の所掌業務の範囲が不明確である。また、責任の所在や評価の流れ及び連携体制等の内部質保証システムが十分に機能しているとは認められないとの指摘を受けた。

この指摘について、「自己点検・評価委員会規則」及び「部長会規則」を改正することとし、具体的には、自己点検・評価委員会規則第 5 条第 2 項の審議事項として「部長会が実施する日常的な点検・評価に関すること」を追記した。また、「自己点検・評価委員会」と「部長会」の関係性と役割分担を明確とするため、部長会規則第 2 条第 2 項に「前項第 3 号で審議した結果は、自己点検・評価委員会と連携し必要な対応を行う」と明記した。

この対応について大学基準協会からは、「自己点検・評価委員会を中心として大学基準協会からの提言やその他の課題に対する改善を行うための仕組みを検討し、大学全体で取り組んでいることが認められるが、改善に向けた取り組みの成果が十分でない点がみられるため内部質保証の体制を整備し、引き続き改善していくことが求められる。」との検討所見であった（令和 4 年度）。この点について、自己点検・評価委員会が主導して改善を行う必要がある。

【'24 対応・改善状況】

(1) 「'23 現状と課題」の「分析を踏まえた長所と問題点」について、2024 年度に実施した対応・改善及び発展方策

2023 年度に策定したアセスメント・ポリシーに則り、2024 年度に 3 ポリシーに基づく人材の受け入れ、入学後の学修状況、卒業時の能力の獲得について“何をどの時期に点検・評価を行うのか”について定めるアセスメントプランの策定を行い、大学全体の教育改善および個々の学生に対する学修支援への活用を行った。毎年、全学年の授業の一部において、評価責任者、授業担当者の変更がある。また、授業内容のブラッシュアップにより授業内容にも変更があるため、授業履修により獲得できる能力について、毎年度数値化を行い、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育ができていのかどうか、授業履修によりディプロマ・ポリシーに掲げる能力の獲得ができていのか、という観点から学務委員会で検証を行ってきた。2024 年度には、全授業により学生が修得できる能力について再検証を行うため、全開講科目の単位取得により修得できる能力について、6 コンピテンス、65 コンピテンシーに基づいて数値化し、ディプロマ・ポリシーを構成する評価可能な具体的能力を網羅できているか、検証を行った。その結果、獲得できない能力や、獲得できるが獲得が不十分な能力が存在することが判明した。そこでこれらの能力については、能力獲得が可能と思われる科目担当者に、能力獲得を目的とした授業内容の追加・変更を依頼した。これにより、ディプロマ・ポリシーを構成する評価可能な具体的能力を網羅することができたが、6 年間の学士課程教育において継続的な能力獲得という観点では課題があり、今後も検証を行う必要がある。また、令和 4 年度改定版の歯学教育モデル・コア・カリキュラムに掲げられた項目で本学のディプロマ・ポリシーに該当しない部分があり、この点についてはディプロマ・ポリシーの見直しも必要と思われる。

(2) 全体のまとめ

本学では、アドミッション・ポリシー（AP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、ディプロマ・ポリシー（DP）に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を 3 つのポリシーに則って点検・評価を行い、継続的に教育活動の見直し、改善に取り組んでいる。具体的な点検・評価は福岡歯科大学口腔歯学部アセスメントプランに基づき、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定して行っている。本学が内部質保証を機能させるために実行している 2 つの PDCA サイクル（毎年の事業計画に基づく PDCA サイクル、福岡歯科大学の現状と課題と改善報告書に基づく 2 年で回す PDCA サイクル）について、自己点検・評価委員会主導のもと、部長会と連携して点検評価を行っている。これらのことから、内部質保証に係る点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みは着実に遂行されている。

第3章 教育研究組織

【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。
- ②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

【点検・評価】

(1) 分析を踏まえた長所と問題点

分析を踏まえた本学の長所としては「口腔医学」の教育理念のもと、我が国の医療状況（超高齢社会、在宅医療、多職種連携）に適合し、社会に必要な歯科医師を養成するために歯学と医学とが有機的に連携できる教育組織を構築していることが挙げられる。大学附属組織の医科歯科総合病院は、通常の歯科医学の臨床教育の場にはとどまらず、医科歯科連携と多職種連携を学べる場ともなっている。さらに介護老人保健施設、看護大学、医療短期大学、グループ法人が運営する2つの特別養護老人ホームなどを備え、口腔医学の実践教育ができる環境を整えている。

2020年9月に新たな建物で診療を開始した新病院は、「地域と社会をつなぐ」、「教育・研究・臨床をつなぐ」、「医科と歯科をつなぐ」、「未来へとつなぐ」をコンセプトとし、「つなぐ」という精神のもと、豊かな人間性を備えた有能な医療人を育成し、地域の皆様に信頼され続ける病院を目指すことを病院の理念としている。病院内には健診センターが2020年9月に設置され、充実した検査設備で、学生及び教職員ならびに地域住民の健康をサポートしている。

地域連携センターを通じて地域自治体および近隣の連携大学に大学資源を提供し、病院を通じて医療機関や福祉施設と連携して地域医療を支えている。口腔医学研究センターは、学内横断的に研究環境を整え、教員と大学院生の研究レベルを向上させている。

一方で、本学が抱える問題点を以下に記す。

まず、学生による臨床実習のさらなるレベルアップをはかる必要性が挙げられる。歯学教育モデル・コア・カリキュラムでは、診療参加型臨床実習の推進が求められている。さらに臨床実習の終盤に行われる Post-CC OSCE においても、臨床能力の担保が求められている。この目的のためには、保存・補綴系の汎用治療の臨床教育に当たるスタッフを充実させて、学生による患者治療の実践をサポートする体制が必要となる。さらに周術期口腔管理教育のためには、患者の確保とともに、口腔外科のスタッフの充実と協力病院の開拓が必要である。

病院内では、2020年から始まった新型コロナウイルスによるパンデミックに対応して感染対策を徹底して行っている。学生による臨床実習は、パンデミックの期間は制限されてきた。2024年度からはようやく制限解除となったものの、現在も感染防御には細心の注意を払っている。今後、感染が急拡大した際には、臨床実習の中止を行ったり、病棟と手術室への入室制限を行ったりする可能性がある。

口腔医学研究センターは様々なプラットフォームで多彩な研究を進めている。また口腔

医学研究センター長が中心となって学内の研究業績を年次ごとにまとめているが、分野によって研究のアクティビティに差が認められる。その背景の1つには、臨床系分野において、教育と臨床の負担が大きいことが挙げられる。医療従事者の働き方改革を継続して進めているものの、研究時間の確保は課題となっている。研究を支える環境としては、大学の施設は充実している。しかし、海外の学術誌の年間購読料金が高騰しているために契約数が減少し、主要論文へのオンラインでのアクセスが難しい状況になっている。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は学長のリーダーシップがいかに発揮されて、口腔歯学部を中心に、1) 教員組織を支える地域連携センター、教育支援・教学 IR 室および情報図書館、2) 研究環境を整えて大学院研究を支える口腔医学研究センターとアニマルセンター、3) 学部生の臨床教育の場である医科歯科総合病院、効率的かつ有機的に連携されて教育研究組織が構築されている。さらに介護老人保健施設とグループ法人が運営する2つの特別養護老人ホームが、実践的な介護実習の場として提供されている。

教育研究組織の適切性を検証する役割を担う、学長を委員長とする「教員組織検討委員会」において、教員の配置や組織の改編等その適切性を検証するとともに、役職教員等で組織する部長会と連携して、口腔の健康から全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標の達成のため、定期的な検証を行い、改善・改革を図っている。

【'24 対応・改善状況】

(1) 「'23 現状と課題」の「分析を踏まえた長所と問題点」について、2024 年度に実施した対応・改善及び発展方策

歯学教育モデル・コア・カリキュラムでは、診療参加型臨床実習の推進が求められている。2024 年度は臨床実習生の介助・自験の症例数を把握するために、自験症例数調査等を行った。さらに、介助・自験の症例数を増加させるために、これまでの包括同意書を歯学教育モデル・コア・カリキュラムの例示に則って改訂し、個別同意書を新たに導入した。

また、臨床実習のレベルアップを目指して、九州大学との相互提携実習を再開し、九州大学歯学部から10名の学生を受け入れ、本学からも10名の臨床実習生を九州大学病院に派遣した。

歯学系診療参加型臨床実習後の客観的臨床能力試験(Post-CC OSCE)は、2024年12月3日、4日に学外試験監督者の下で実施され、第5学年全員が合格した。2024年度は、臨床実習後の評価となる、臨床実地試験・一斉技能試験(CPX/CSX)の評価者を増やすため、11月30日～12月1日に長崎大学で開催された九州ブロック歯学系臨床実習後臨床能力試験評価者認定講習会に本学の教員がCSXに8名、CPXに5名参加した。

病院では、2024年度も引き続き、新型コロナウイルスを含めて感染対策を徹底して行った臨床実習では実習開始前に、学生の検温と体調の確認を行い、体調不良者は代替の実習を行わせた。2024年度は、学生の感染者の増加による臨床実習の中止はなかった。

口腔医学研究センターでは、2024年12月6日に第6回口腔医学研究センターシンポジウムを開催し、5つの口腔医学プラットフォームから選ばれた代表者計5名が研究成果の発表を行った。

また、本センターを活用した業績を取りまとめて、ホームページにて学内外へ公表した。研究を支える環境としては、オンラインジャーナルやデータベース等を学外から利用できるよう学術認証フェデレーション「学認(GakuNin)」を導入した。

(2) 全体のまとめ

本学の教育研究組織は、建学の精神に謳われている「歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成し、社会福祉に貢献するとともに歯科医学の進展に寄与する」という理念のもとに、大きく3部門（口腔・歯学部門、全身管理・医歯学部門、社会・基礎医歯学部門）に体系化され、13講座39分野で構成されている。附属組織としては、医科歯科総合病院、情報図書館、アニマルセンター、口腔医学研究センター、地域連携センター並びに教育支援・教学IR室を設置し、効率的かつ有機的な連携がなされている。

口腔医学に関する教育、医療、研究の環境は、急速に変化していることから、教育研究組織に設置されている各担当委員会及び事務局は、「福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」に基づいた日常的な点検評価活動を展開させ、定期的な問題点を検証し、対応・改善を行っており、その結果は「2024年度 事業計画に基づく達成目標の実施結果」に報告されている。

第4章 教育・学習

【点検評価項目】

- ① 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。
- ② 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。
- ③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。
- ④ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。
- ⑤ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。
- ⑥ 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

【点検・評価】

(1) 分析を踏まえた長所と問題点

口腔歯学部においては、教育の質保証の観点から学習成果を重視するアウトカム基盤型教育を導入し、卒業までに身に付けるべき主要な能力として6つのコンピテンスを設定し、各コンピテンスに対して具体的な到達目標である65のコンピテンシー（観察可能な能力）を明示した。これをもとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを新たに設定した。

2019年度のシラバス（授業要綱）作成にあたり、授業のコマごとにその授業で修得すべきコンピテンシーを記載し、各授業の特性と学習成果の目標である6つのディプロマ・ポリシーとの関連を明示した。ディプロマ・ポリシーへの各科目の貢献度や必要性を数値化することで、ディプロマ・ポリシーの到達度を客観的数値データとして可視化できるようになった。この事は、教学マネジメントにとって非常に有効な手段であるとともに内部質保証の実質化のための有効な指標でもある。以上の取り組みの結果、2022年度卒業生から「福岡歯科大学 ディプロマ・ポリシー毎の学修成果（ディプロマ・サプリメント）」を作成し卒業生に配付している。学生は卒業後に、身に付けたコンピテンス・コンピテンシーのうち長所を伸ばし、短所を改善することに活用できる。このように、ディプロマ・ポリシーの到達度を可視化し、学生に明示しているところが本学の特色であり長所といえる。

また、学生部長を中心とする学務委員会、学長を中心とする部長会及び教授会において課程表及び各学年の時間割編成等を適宜検証し、次年度のシラバスやカリキュラムの策定に活用している。また、本学の教育の最大の特徴は、社会医療環境の変化を踏まえた「口腔医学の実践」を目指していることであり、これを前述のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに照らして、体系的な教育課程を編成している。地域医療・災害口腔医学や課題解決演習などの科目の新設は、体系的な教育課程編成の例である。これらの取り組みは自己点検・評価委員会で定期的に検証し、内部質保証を実質化している。

実践的で特色のある実習として、福岡学園の介護施設での介護施設体験実習、九州大学

との提携実習、訪問歯科センターによる訪問診療体験、口腔保健・予防歯科による検診等学外実習、成人型患者ロボット及び小児型患者ロボットを使った医科歯科シミュレーション実習などがある。さらに、他大学との連携授業として、教養科目の「博多学」(九州大学、西南学院大学、中村学園大学、福岡大学、本学の五大学共同開講)、「食と栄養と健康」(福岡大学、中村学園大学、本学の三大学共同開講)を開講している。

カリキュラム編成においては、歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版に基づき現行の授業科目・授業項目を総点検し、新たな教育項目については担当科目を指名し、授業に追加するなどの対応を実施し、令和6年度のシラバスに反映する準備をした。さらに、将来の分野別認証評価の受審に向け、歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版に基づく診療参加型臨床実習の充実及び内容等を検証する組織を立ち上げ、課題等の抽出を行うことで口腔医学教育の実践、検証を行った。

学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置及び取り組みとして、臨床実習に入るうえで必須な学修到達レベルまで総合学力を引き上げる目的で、各教科の単位認定とは切り離した進級試験としての「総合学力試験」を実施し、その試験結果を学生及び教員へフィードバックすることで、課題の把握や修学取り組みの向上に努めている。2021年度に第5学年に総合学力試験を導入し、2024年度には第4学年に総合学力試験を導入する。本学は学生に対して積上げ・繰返し・学習(TKG)の実践を指導しており、これにより第1～5学年のシームレスな知識の積上げと評価が可能となる。さらに、卒業試験と合わせて本学の6年間一貫教育による学習成果を点検・評価できるようになる。また、第1学年を対象とするTKGサポーター(助教)や全学年を対象とする助言教員(講師以上の教員)による学生支援を整備しており、学生の積上げ・繰返し・学習の実践をサポートしている。

令和4年度の本学のCBT平均値は私立歯科大学の平均値を上回ったが、令和5年度は下回った。私立歯科大学の平均値は毎年低下しているが、本学の成績低下の原因を分析してさらなる改善、対策が必要である。歯科医師国家試験については、新卒の合格率が45.0%(第116回)から66.2%(第117回)となった。問題解決への改善策を教育支援・教学IR室や学務委員会及び部長会等で検討し、全学年のカリキュラム改革、教育方法の検討、試験の質の検証、学生支援制度の見直しなどの改善が必要である。

歯学研究科における長所としては、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは完全に整合しており、修了時に学生が修得することが求められる知識・技能・態度、それに向けての教育カリキュラム(コースワーク・リサーチワーク)、入学者として求められる要件を明確に示している。

コースワークで履修が求められる科目は、①基盤的知識・技能(生命科学概論・演習)、②口腔医学に関する能力(総合医学概論・演習)、③生命科学実験技能(生命科学実験入門)、④特定領域研究・臨床能力(所属講座等の講義・演習)に分けて設定され、リサーチワークでの個別課題での研究成果の修得へと有機的につなげている。コースワークでの学修成果は適切に評価され、学生からの授業アンケートにより教員へフィードバックされている。

リサーチワークでは、指導教員との話し合いによる「大学院研究計画書」の提出と「大学院活動ポートフォリオ」による振り返り、複数教員による組織的な教育・研究指導に基づく「中間発表会」での発表・質疑応答が、4年の期間内に学位を取得するために有効な成果を挙げている。

また、研究指導計画（指導方法及びスケジュール）の立案方法、1 学年から 4 学年までのコースワークにおける単位取得のスケジュールとリサーチワークにおける研究スケジュールのロールモデル、並びに学位授与に求められる学習成果と学位審査基準の関係性については大学院の手引に明確に示してある。

問題点としては、今後、大学院進学希望者の多様な環境に配慮し、専門医を目指す大学院学生や臨床研究による学位取得ができるコースを検討するなどにより、大学院希望者の増加を図る必要がある。この観点からも、他大学の大学院や社会人を経験して既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位認定制度の検討については、研究科委員会と研究科運営委員会が中心となって協議し、自己点検・評価委員会と連携しながら対応する必要がある。

(2)改善・発展方策と全体のまとめ

口腔歯学部においては、自己点検・評価委員会の指示で、歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和 4 年度改訂版に対応するために授業内容を検証し、新規あるいは追加項目について対応する授業科目を決定し対応した。また、本学は、口腔の健康から全身の健康を守るという「口腔医学」を提唱・実践しており、これを前述のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーにも反映させて、歯学教育モデル・コア・カリキュラムを網羅したうえで、本学の特色を反映した体系的な教育課程を編成している。

本学は 6 年間一貫教育を教育方針として掲げ、学生が 6 年間、積上げ・繰返し・学習 (TKG) を徹底することを入学時から TKG サポーターと助言教員の支援のもと徹底指導している。CBT は 4 年間の学習成果の外部質保証となる重要な試験であり、これに向けて 1 学年から学年ごとに知識を積み上げる必要性を学生に周知徹底している。そのための指導・支援として、1 学年に TKG サポーター（2020 年度新設）、全学年に助言教員を配置し、第 1～3 学年の CBT PASS 学習を定期的に点検・指導している。

本学は 6 年間一貫教育を掲げ、第 1～5 学年の積上げ型・総合学力試験（第 4 学年は 2024 年度から）を実施し学年ごとの学習成果を測定している。また、学生には試験結果をフィードバックしており、学生ごとに誤答問題の学修目標を明示しているため、試験後の知識の不足を復習し補充することに活用できている。

さらに、6 コンピテンス、65 コンピテンシーに基づいて、学生が卒業までに修得した能力を測定した結果として、ディプロマ・サプリメントを配付している。これは、アウトカム基盤型教育を基盤とし、ディプロマ・ポリシーの到達度を数値化、可視化したものである。学習成果の評価については、教育支援・教学 IR 室や各種委員会にて中断なく実績の検証と改善を行っている。この取り組みは、中期的に共用試験や歯科医師国家試験の合格率の向上や、口腔歯学部教育の PDCA サイクルの実質化につながると期待される。

成績評価、単位認定及び学位授与及び教育課程及びその内容、方法の適切性については、学務委員会、教授会で定期的に点検・評価され、その適切性はさらに自己点検・評価委員会で点検・評価されている。

PDCA サイクルの実質化のために、令和 5 年度は、口腔医学教育の実践を検証するため学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づいたアセスメントプランの作成を開始した。令和 6 年度中に完成を目指し、アセスメントプランを基に各種委員会レベルで

自己点検した取り組み状況を自己点検・評価委員会が点検・評価し、助言等を行うことで口腔医学教育の実践を検証するサイクルの確立を目指している。

歯学研究科においては、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確に定めており、学位授与に向けて修得すべき具体的な知識、技能、能力、態度を明示している。その修得に向けた教育課程は、研究を推進するための知識獲得に向けたコースワーク、ならびに特定の研究課題に取り組むリサーチワークに整備されている。研究の進捗状況と指導の適切性を検証するために、年度始めに全ての大学院学生に指導教員の指導のもとに「大学院研究計画書」、年度終わりには一年間の成果として「大学院活動ポートフォリオ」の提出を義務付けている。2021年度からは「大学院の手引」に、学位授与までの学年次学習成果（ロードマップ）を表にしてまとめ、各学年での年間スケジュールを明示している。また、学位授与に向けての学位論文の審査基準は広く公開し、その基準となる8項目とディプロマ・ポリシーの4項目との関係性も明示している。大学院在籍期間中には計2回以上の「学会発表等」と複数教員による教育・研究指導に基づく「大学院中間発表」を義務付けており、大学院4年間で学位を取得するために有効な成果を挙げている。今後に向けては、大学院進学希望者の多様な環境に配慮できる多面的な視点でのカリキュラム改革を検討する必要がある。

また、大学基準協会の点検評価項目で「内部質保証推進組織の関わり」が評価の視点として新たに複数項目追加されている。自己点検・評価委員会で検討し、抽出した項目に関わる委員会を明示し、今回の現状と課題‘23で対応するように指示した。

【‘24 対応・改善状況】

(1)「‘23 現状と課題」の「分析を踏まえた長所と問題点」について、2024年度に実施した対応・改善及び発展方策

2024年度の現状を点検し、口腔歯学部においては以下の課題についての対策・改善が必要であることがわかり、2024年度に以下の対策を実施した。

- ① CBT 本試験の平均点を改善する。
- ② 歯科医師国家試験の新卒の合格率を改善する。
- ③ 第4学年に総合学力試験を導入し実施する。
- ④ 第5学年のプロフェッショナリズムの醸成と診療参加型臨床実習の質を向上する。
- ⑤ アセスメント・ポリシーに基づいたアセスメントプランを完成する。

本学は6年間一貫教育を教育方針として掲げ、学生が6年間、積上げ・繰返し・学習(TKG)を徹底することをTKGサポーターと助言教員の支援のもと入学時から徹底指導している。CBTは4年間の学修成果の外部質保証となる重要な試験であり、CBT本試験と歯科医師国家試験との間には高い相関があることが教育支援・教学IR室の分析で分かっている。そこで、CBTに向けて第1学年から学年ごとに知識を積み上げる必要性を学生に周知徹底している。そのための指導・支援として、第1学年にTKGサポーター(2020年度新設)、全学年に助言教員を配置し、学習習慣の定着を確認するために第1～3学年のCBT PASS学習を定期的に点検・指導している。2024年度のOSCEは88名が受験し全員が本試験で合格した。過去のOSCEで、本学学生の技能の弱い点については各教科の実習責任者が把握しており、登院前実習で指導が有効であったと思われる。

第3学年後期の総合学力試験終了時に、春季休暇の課題を学生に説明し、新学期開始の4月に学習成果を確認するための試験を実施した。また、夏季休暇前にも課題を説明し試験を実施した。2024年度の本学のCBT平均値は、2023年度より0.2点低下し72.0点となった。一方で、私立歯科大学（公立校1校を含む）の平均値は1.0点低下し72.3点であった。本学の平均点の低下は私立歯科大学の平均点ほど低下しなかったため、結果としてほぼ同等の点数となった。第4学年で履修する科目を修得しながら、過年度の科目の復習が必須であり、春季および夏季休暇を学生が有効に活用することが重要であるといえる。すでに教育支援・教学IR室の分析で、CBTと第1～3学年での総合学力試験との間に相関があることがわかっており、学生に周知して積上げ・繰返し・学習を徹底させることが重要である。

歯科医師国家試験については、新卒の合格率が66.2%（第117回）から53.5%（第118回）となった。歯科医師国家試験過去問のうち全国正答率が70%以上の問題約2000問を重点問題として抽出し、第5学年で8回の実力試験、第6学年では4回の実力試験を実施して、重点問題の学習テーマに関わる知識の再点検と修得を徹底させている。重点問題についての実力試験は2022年度の第5学年から実施し、第5学年後期の総合学力試験で学習成果を測定している。2023年度から第6学年にも4回の実力試験を導入している。教育支援・教学IR室の分析で、国家試験の必修、一般問題の正答率の改善に効果があることが分かっている。2024年度は、第6学年の時間割を6ブロックに分割し、それぞれのブロックに実力試験を配置し、授業ブロックごとの学習成果を実力試験で測定し、学生と教員にフィードバックしている。ブロック4～6には卒業試験1A、1B、2、3を配置している。学生には授業ブロックごとの授業で修得すべきことを明示し、目的意識をもって授業に臨めるようにしている。本学の国家試験の新卒合格率は低迷しているが、一方で最低修業年限での国家試験合格率は私立歯科大学の中では上位半分に位置している。卒業後に歯科医師国家試験に合格していない者は100名を超えているのが現状である。今後の課題としては、留級せずストレートで進級するよう学生を指導・支援し、卒業試験の質を検証して新卒合格率と既卒合格率を改善する必要がある。ストレート進級者の新卒合格率は全国の新卒合格率とほぼ同等であり、新卒合格率を改善するには留級経験者の学習支援が必要である。

本学は6年間一貫教育を掲げ学年ごとに知識・態度・技能を積上げることを目標としている。知識の積上げについては、学生に積上げ・繰返し・学習を提唱しており、その学習成果を積上げ型・総合学力試験で評価し、進級要件の一つとしている。第1～3学年と第5学年については、総合学力試験を実施しており、1年間の周知期間を経て2024年度から第4学年についても実施した。合格基準点は本試験が70点以上、再試験は60点以上を合格とし、本試験で47名が合格し、再試験で全員が合格した。第4学年の総合学力試験・本試験とCBT・本試験の結果を分析し、試験の質を検証していく。また、学生には試験結果をフィードバックしており、学生ごとに誤答問題の学修目標を明示している。学生には、試験後に不足している知識を復習し補充するように指導している。

2024年度においては、前年度の自己点検・評価に基づき、学生のプロフェッショナリズムの醸成と診療参加型臨床実習の質の向上を重要な課題と位置付け、具体的な改善策を実施した。近年、歯学教育においては、単なる知識や技術の修得にとどまらず、医療人としての態度や倫理観、社会的責任を自覚し、患者や医療チームから信頼される歯科医師とし

て成長していくことが求められている。そのため、実習現場においては、知識・技能と同時に、社会人としての規律や身だしなみといった基本的素養を身につけることが不可欠であるという認識のもと、プロフェッショナルリズムの醸成と診療参加型臨床実習の質の向上を図った。

具体的には、毎朝 8 時 30 分に朝礼を実施し、全学生を対象に服装や髪型のチェックを行う仕組みを導入した。これにより、実習の開始前に自身の身だしなみや態度を見直す習慣をつけさせ、学生一人ひとりが日常的に社会人としての意識を高めるよう促した。身だしなみは単に外見の問題にとどまらず、患者への敬意や医療チームへの配慮を表す重要な要素であり、この取り組みを通じて、医療従事者としての自覚と責任感を育むことを目指したものである。加えて、指導教員からの助言をその場で受けられる仕組みとしたことで、学生にとってフィードバックの機会となり、自己管理能力の向上につながるものとなった。

さらに、臨床実習における学生の学修進度や経験内容をより適切に把握し、指導に反映させるために、「自験記録用紙」を新たに作成した。学生が一定期間ごとに自らの臨床経験内容や実施した処置について記載し提出することで、個々の進捗状況や実習内容の偏りを早期に把握し、必要に応じた指導や修正を行うことが可能となった。この記録は、学生自身にとっても自己の学修状況を振り返る機会となり、学修目標と実際の達成度の差を認識することで、学びの主体性や課題意識を高める効果が期待される。また、教員側にとっても、個々の学生の強みや弱点を把握した上で、よりの確で個別性の高い指導を行うための有用な情報源となった。

これらの取り組みは、学生の主体性や臨床能力を高めることに加え、診療参加型臨床実習の質保証の観点からも意義深いものであると考えている。今後は、これらの施策の運用状況や成果について定期的に検証し、より効果的な教育体制の確立に向けて改善を重ねていく予定である。加えて、学生や教員からの意見や実習現場での課題を積極的に収集し、教育方針や支援体制のさらなる充実に取り組むことが求められる。

2024年度に、自己点検サイクルの充実・強化及び口腔医学教育の実践を検証するため学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づいたアセスメントプランを完成させた。このアセスメントプランを基に2025年度より各種委員会レベルで自己点検した取り組み状況を自己点検・評価委員会が点検・評価し、助言等を行うPDCAサイクルの確立による口腔医学教育の実践を目指すこととした。

歯学研究科においては、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確に定めており、学位授与に向けて習得すべき具体的な知識、技能、能力、態度を明示している。その習得に向けた教育課程は、研究を推進するための知識獲得に向けたコースワーク、ならびに特定の研究課題に取り組むリサーチワークに整備されている。研究の進捗状況と指導の適切性を検証するために、年度始めに全ての大学院学生に指導教員の指導のもとに「大学院研究計画書」、年度終わりには一年間の成果として「大学院活動ポートフォリオ」の提出を義務付けている。2021年度からは「大学院の手引」に、学位授与までの学年次学習成果（ロードマップ）を表にしてまとめ、各学年での年間スケジュールを明示している。また、学位授与に向けての学位論文の審査基準は広く公開し、その基準となる8項目とディプロマ・ポリシーの4項目との関係性も明示している。大学院在籍期間中には2回以上の「学会発表等」と複数教員による教育・研究指導に基づ

く「大学院中間発表」を義務付けており、大学院 4 年間で学位を取得するために有効な成果を挙げている。また、毎年年末には口腔医学研究センターシンポジウムを開催しており、大学院生の積極的な研究交流を推進している。

今後に向けては、大学院進学希望者の多様な環境に配慮できる多面的な視点でのカリキュラム改革を現在検討しているところである。大学院生へのアンケート結果等を参考にしながら、カリキュラム改革を行い、大学院希望者の増加を図る必要がある。また、2024 年度にも5月、7月と11月の3回にわたり、研修医を対象とした「大学院のすすめ」を実施し、大学院希望者の増加へ向けた機会として効果をあげている。

(2) 全体のまとめ

口腔歯学部における教育については、本学は「体・心・技」の教育を開学時から提唱し実践している。現在はこれを受け継ぎ、学生が健康な体と心をもって、豊かな人間性・倫理観、プロフェッショナリズム、知識・技能を学年ごとに積上げる「体・心・技」の6年間一貫教育としている。

本学の最重要課題は歯科医師国家試験の新卒合格率、既卒合格率の改善である。この実現のためには、低学年からの態度・知識・技能の積上げが必要であり、第1学年からTKGサポーターによる学生支援制度を2020年度から設立し、従来の助言教員とともに学生支援を徹底している。さらに、指導の質を担保するために指導マニュアルも作成し教員に配付している。また、積上げ・繰り返し・学習を徹底させるため、第4学年に総合学力試験を導入し(2024年度)、第1~5学年におけるシームレスな知識の積上げを測定できるようになった。これに加えて、第5、6学年に重点問題を課題とする実力試験を配置し、歯科医師国家試験で必須の知識を測定できるようになった。これらの試験の質を検証し改善を加えて、学生がストレートで進級し国家試験に合格できる教育を徹底していくことを目指している。本学の最低修業年限での国家試験合格率は私立歯科大学の中では上位半分に位置しており、まずはこれをさらに改善する。卒業後2年以内に国家試験に合格できるように卒業試験の質を改善し既卒合格率を改善する。さらに、留級経験者を指導し国試合格者を改善できれば新卒合格率も改善できると考える。そのために、教育支援・教学IR室による分析により、試験の質を転変・評価し改善していくことを継続していく。

教育全体の改善については、間断なくPDCAサイクルを回して自己点検・評価を実施することが必要である。そのために、アセスメント・ポリシーに基づいたアセスメントプランを2024年度に完成した。2025年度はアセスメントプランに基づいて自己点検・評価を実施し、アセスメントプランをブラッシュアップしていく。

歯学研究科においては、2017年度にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを改訂し、入学者として求められる要件、教育カリキュラム(コースワーク・リサーチワーク)、修了時に学生が修得することが求められる知識・技能・態度を明確に示している。

コースワークでは、主科目として①基盤的知識・技能(生命科学概論・演習)、②口腔医学に関する能力(総合医学概論・演習)、副科目として③生命科学実験技能(生命科学実験入門)、④特定領域研究・臨床能力(所属講座等の講義・演習)を、それぞれ必修講義・演習と選択講義・演習として履修を求めている。2021年度には生命科学実験入門の1科目と

して新たに「臨床統計学」を開講し、その学修成果を臨床研究へ有機的につなげている点が特色として挙げられる。コースワークでの学修成果は4段階で適切に評価され、授業評価は学生からの授業アンケートにより教員へフィードバックされている。

リサーチワークでは、毎年度初めに指導教員の指導のもとに「大学院研究計画書」の作成を求めており、前年度の振り返りと研究計画の見直しを定期的に行わせている。毎年度の終わりには「大学院研究活動報告書」と「大学院研究実績報告書」の提出を求めている。また、学位申請までに計2回以上の「学会発表等」と複数教員による「中間発表会」での発表・質疑応答を求めており、4年の期間内に学位を取得するために有効な成果を挙げている。「大学院研究計画書」(指導方法及びスケジュール)の立案方法、1学年から4学年までのコースワークにおける単位取得のスケジュールとリサーチワークにおける研究スケジュールのロールモデル、並びに学位授与に求められる学習成果と学位審査基準の関係性については、2021年度より「大学院の手引」に明確に示している。

第5章 学生の受け入れ

【点検評価項目】

- ①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。
- ②学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

【点検・評価】

(1) 分析を踏まえた長所と問題点

口腔歯学部の入学者選抜の特色として、総合型選抜および学校推薦型選抜で小論文を課しており、全ての入学試験区分において、面接試験を課している点である。

小論文では、自己表現能力等の評価基準を設け、客観的に評価していること、面接試験では、歯科医師への意欲、学習全般、科学・生命科学への関心、生活態度、課外活動、趣味、奉仕の精神、コミュニケーション能力等について聴取のうえ評価していること、更に、2017年度入学試験以降では、総合評価を5段階評価とし、質問項目ごとに得点化して合計点で5段階評価を実施したことは長所である。また、2021年度より総合型選抜を導入し、小論文と個人面接に加えて基礎学力テストを課していることは特徴の1つである。

2017年度からは、整合性を持たせた3つのポリシーを新たに策定し、アドミッション・ポリシーを明示するだけでなく、アドミッション・ポリシーに基づく試験区分、選考方法及び入学者選抜の基本方針をアドミッション・ポリシーと合わせて学生募集要項やホームページに掲載することで、修得しておくべき学力など求める学生像をこれまで以上に明確にした点も特色である。

歯学研究科においては、学生募集や入学者選抜は適正に行なわれているが、入学定員の未充足が続いている。その対策として、歯学研究科への進学を奨励する制度（第二種特待生制度）、優秀な学生を表彰する制度（第一種特待生制度）、学部学生の頃から研究に触れさせて、歯学研究科進学につなげる取り組み（リサーチスチューデント制度）、臨床研修歯科医に対する歯学研究科進学への勧誘（研修歯科医臨床セミナー）を実施している。以上の改革は、歯学研究科入学者の増加に寄与できるものと期待できる。

口腔歯学部では、2010年度から入学定員120名のところ、募集人員96名で対応している。収容定員の未充足については、入学定員を2020年度に96名に変更したことで一定の改善は認められたが、出願者の減少については、早急に改善すべき課題である。将来的に歯科医療サービスが治療中心型から治療・管理連携型へ移行することで歯科医療ニーズが拡大していくことをデータ等の根拠を基に社会へアピールするとともに、建学の精神である「教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成すること」を明確に打ち出していくことが必要と考える。

歯学研究科においては、学生募集や入学者選抜は適正に行なわれているが、入学定員の未充足が続いているため、研究科運営委員会において定員充足に向け検討を重ねている。

(2) 改善・発展方策と全体のまとめ

「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」との関連性について整理し、一貫性のあるものとして設定されている。また、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜の制度、運営体制の点検・評価及び改善に向けた取り組みについては適切に対応できている。口腔歯学部では入学試験委員会が中心となり、入学試験の制度や体制の点検・改善を行っており、学生の受け入れに関するPDCAサイクルは機能していると言える。

歯学研究科においては、新たなアドミッション・ポリシーの策定によって、歯学研究科の求める学生像がこれまで以上に明確になり、学部学生、臨床研修歯科医、教員への様々な改革を通じて収容定員に対する在籍学生数比率に改善がみられつつある。今後は、研究科運営委員会が中心となり、問題点を分析して適切な対応を行い更に定員未充足の改善を図る。

【'24 対応・改善状況】

(1) 「'23 現状と課題」の「分析を踏まえた長所と問題点」について、2024年度に実施した対応・改善及び発展方策

口腔歯学部における入学者選抜は、医療人としての人物重視の方針を掲げており、総合型選抜および学校推薦型選抜では小論文、さらにすべての選抜区分において面接試験を必須とするなど、受験生の意欲や将来性を多面的に評価する体制を整備してきた。2024年度においても、この基本的な選抜方針が踏襲されており、教育理念と整合性のある入学者選抜を継続している。

とりわけ、総合型選抜では、これまで基礎学力テストを実施していたが、選抜の本来の目的である医療人に求められる人物本位の評価に立ち返り、アドミッション・ポリシーに掲げる「自ら学び、地域社会に貢献し、国際的視野を持つ歯科医師を目指す学生」の受け入れをより実質的なものとするため、2024年度からは当該テストを廃止した。この変更により、面接や志望理由書等を通じた、受験生の主体性や将来への志向性の評価がより重視される選抜方法となった。

さらに、アドミッション・ポリシーの一項目である「国際的活動への意欲」を有する人材の確保に向けた具体的施策として、2024年度より新たに「一般選抜C日程」を導入した。本試験区分では、学部内の慎重な議論を経て、外国語（英語）試験に特化した出題形式を採用するとともに、英語資格・検定試験（例：英検・TOEFL等）のスコアを評価項目として加点する方式を取り入れた。これにより、理数科目を重視した学力だけでなく外国語能力に優れた学生の選抜が可能となり、将来的な国際貢献型歯科医師の育成という本学の理念に即した学生層の確保が期待される。

また、このC日程では、一般選抜でありながら小論文と面接を併用する選抜設計とし、学力に加えて人物評価を重視した選抜を実現している。このように、複合的な視点から受験生を評価する体制を強化し、従来の選抜方式の延長ではなく、新たな理念実現の一步としての選抜区分が導入されたことは大きな長所と考える。

学生募集定員の充足については、従来から本学の課題の一つであるが、特に九州地区の高校生が授業料の安価な歯科大学・歯学部を志望する傾向があるとの声が高校・予備校・

保護者等から寄せられていたことから、競争環境は厳しい状況にあった。こうした実情を踏まえ、2023年度に入試特待生制度の内容を見直し・拡充した結果、2024年度の入試では6年ぶりに入学定員が充足する結果となった。このことは、特待生制度による経済的支援策が入学希望者に対して実効的なインセンティブとなったことを示しており、今後も継続的な制度の見直しを検討する必要がある。

受験者からの問い合わせ対応も強化しており、特に外国籍受験者からは、日本語能力に関する問い合わせが増えていることに対策をしている。口腔歯学部においても、外国籍ながら我が国の歯科医師国家試験を受験・合格した歯科医師臨床研修医や大学院生の数が増加傾向にある。このような状況の変化を受けて、2024年度の学生募集要項には「日本語能力試験（JLPT）N1取得程度の日本語力を有すること」が必要条件として明記され、外国籍学生の受け入れにおける明確なガイドラインが整備された。これにより、教育の質保証と学修支援体制の実効性が高まるとともに、多様な背景を持つ学生に対する公正な対応が可能となっている。

一方で、歯学研究科においては、大学院進学者数が伸び悩んでおり、定員の充足には至っていない。これに対し、歯科医師臨床研修医を対象とした大学院説明会を複数回開催し、さらに、入学後の経済的支援策（学費減免・研究助成等）についての情報発信にも注力している。大学院進学希望者数の減少は全国的傾向とも一致しており、口腔歯学部においても個別最適化された支援と明確な進路ビジョンの提示が一層求められている。

今後は、研究テーマの魅力発信や、キャリアパスとの接続を明確化・支援することにより、大学院の進学動機を醸成し、定員充足に向け奨学金制度の周知などを含めたより実効的な広報戦略の構築が必要である。

（2）全体のまとめ

アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜制度の整備および円滑な運営に向けた取り組みは、学生の受け入れにおいて年々着実に改善が見られる。学生募集要項においては、選抜方式ごとの受験要件・試験科目・評価方法を明記し、受験生にとって分かりやすい情報提供がなされている。選抜業務の遂行にあたっては、入試委員会が中心となり、試験問題の作成・点検・採点の各段階で複数の教員によるチェック体制を敷き、ミスや情報流出の防止に細心の注意を払っている。また、合格者の最終判定にあたっては、個人情報情報を匿名化した判定資料を用い、教授会での合議により決定されるなど、公平性・透明性の確保に配慮している。

さらに、入学後の学生の学力分布や学修状況のモニタリングも継続して実施しており、入試委員会では地域別・高校別の受験者・入学者の動向分析を通じて、選抜方式や広報活動の有効性について学長主導のもと検証が行われている。これに基づき、選抜科目の再検討や訪問校の選定など、柔軟な対応が図られている。

歯学研究科における選抜試験についても、研究科運営委員会を中心に役割分担と責任体制を明確にし、公正かつ厳格な運営がなされている。今後の課題として、歯科医師臨床研修医へのアンケート結果などを参考にしながら個別ニーズに対応したリクルート活動を充実させるとともに、教育研究環境の魅力や研究テーマの魅力を効果的に発信することで、大学院への進学動機の喚起と定員充足を図っていく。

【点検評価項目】

- ①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。
- ②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。
- ③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。
- ④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

【点検・評価】

(1) 分析を踏まえた長所と問題点

本学の「建学の精神」の根幹である「口腔医学の確立」を推進する歯科医師を養成すべく、従来の歯学に医学と福祉の要素を取り入れた教育を実践するために、社会・基礎医歯学、臨床医歯学、生命倫理の専任教員が適切に配置され、教養から専門までの修得に必要な科目を分担している。教育の成果は、教育支援・教学 IR 室による分析をもとに学務委員会等で評価し、学長のリーダーシップのもとに教員組織検討委員会、部長会、教授会、研究科委員会が円滑に連携して協議し、教員組織の見直しを行っている。

また、教育内容の改善等を目的とした FD 委員会を設置し、計画的に教員の資質向上を図るための研修を実施している。その研修は「学生支援の充実に関する FD」、「教員の資質向上に関する FD」、「大学院及び研究の活性化に関する FD」と多岐にわたり、専任教員のほぼ全員が参加している。教員は FD を通じて大学全体が抱える課題ならびにそれぞれの立場での課題等を共有することができ、その課題克服に向けて積極的に取り組むことが可能となっている。

なお、教員の教育研究成果の点検・評価については、学生による授業アンケートのフィードバックと人事考課制度により実施し、年に一度実施する人事考課においては、達成度を実績、意欲・態度、能力別に 5 段階で評価し、昇給ならびに年度末手当等の処遇に反映させている。このことにより、教員の資質向上に大きな効果を上げている。

女性教職員の就業環境の改善に向けた取り組みとしては、キャンパスに隣接して「ぺんぎん保育園」を開設した。2022 年度には新たに 4 名の女性教員が教授へと昇任した。

問題点としては、教員組織における准教授の充足の促進を検討する必要がある。

(2) 改善・発展方策と全体のまとめ

2019 年度に大学として求める教員像と教員組織の編制に関する方針を策定した。これによって、建学の精神の理念に基づいて、「口腔医学」を推進する歯科医師を養成するための教員組織のあり方が明確となった。それに先立って 2016 年度には、3 つのポリシーの改定を行い、教育支援・教学 IR 室の主導のもとにアウトカム基盤型教育への転換を図った。3 つのポリシーと各授業でのコンピテンス・コンピテンシーならびにシラバスとを有機的に

関連させたシステムを構築することで、教員の担当講義での学習目標を明確にすることができ、教員組織の編制方針を策定する上での良い機会となった。教員組織全体としての教育成果は、教育支援・教学 IR 室により継続的に分析を行い、FD 事業により教員へフィードバックし、教員の資質向上と大学が打ち出す改善・発展方策の共有へとつなげている。教員個々の教育、研究、診療、管理運営、社会貢献における評価・点検は、年に一度の人事考課制度において厳正に行われている。また、2024 年度末には 3 名の教授が定年退職する。建学の精神の理念に基づいた教育研究を滞りなく実践するためにも、大学として求める教員像に基づいた教員を速やか、かつ適切に配置する必要がある。

【'24 対応・改善状況】

(1) 「'23 現状と課題」の「分析を踏まえた長所と問題点」について、2024 年度に実施した対応・改善及び発展方策

2019 年度に大学として求める教員像と教員組織の編制に関する方針を策定した。これによって、建学の精神の理念に基づいて、「口腔医学」を推進する歯科医師を養成するための教員組織のあり方が明確となった。それに先立って 2016 年度には、3 つのポリシーの改定を行い教育支援・教学 IR 室の主導のもとにアウトカム基盤型教育への転換を図った。3 つのポリシーと各授業でのコンピテンス・コンピテンシーならびにシラバスとを有機的に関連させたシステムを構築することで、教員の担当講義での学習目標を明確にすることができ、教員組織の編制方針を策定する上での良い機会となった。教員組織全体としての教育成果は、教育支援・教学 IR 室により継続的に分析を行い、FD 事業により教員へフィードバックし、教員の資質向上へとつなげている。

教員個々の教育、研究、診療、管理運営・社会活動における評価・点検は、年に一度の人事考課制度において厳正に行われている。

女性教員の就業環境の改善に向けた取り組みとしては、2017 年度にキャンパスに隣接して「ぺんぎん保育園」を開設して、働きながら育児が行える環境を整えた。2022 年度には新たに 4 名の女性教員が教授へと昇任し、2025 年 3 月時点で女性教授は 6 名（女性教授比率 18.2%）である。

問題点として挙げられていた准教授の教員数は、2024 年 3 月時点で 18 名であったものが 2025 年 3 月時点では 21 名と 3 名の増員を図れたが、充足率は未だ 53.8%(21 名/39 名)であり十分とは言えない。また、2024 年度での複数名の教授の退職に伴い、2025 年 4 月以降、7 教室の教授が不在となる見込みである。教授と准教授の充足の促進については、建学の精神の理念に基づいた教育研究を滞りなく実践するためにも、大学として求める教員像に基づいた教員を速やか、かつ適切に配置する必要がある。2025 年度に向けて、教授については「福岡歯科大学教員選考規程」及び「福岡歯科大学教員選考に関する資格細則」等に従って速やかに公募を開始する予定である。准教授についても同様な手順で選考を進めていく。

(2) 全体のまとめ

本学の「建学の精神」の根幹である「口腔医学の確立」を推進する歯科医師を養成すべく、従来の歯学に医学と福祉の要素を取り入れた教育を実践するために、基礎医歯学、臨

床医歯学、生命倫理の専任教員が適切に配置され、教養から専門までの習得に必要な科目を分担している。教育の成果は、教育支援・教学 IR 室による分析をもとに学務委員会等で評価し、必要な組織の変更については、学長のリーダーシップのもとに教員組織検討委員会、部長会、教授会、研究科委員会が円滑に連携して協議し、教員組織の見直しを行っている。2021 年度には診断・全身管理学講座内に放射線診断学分野を新設し、「口腔医学」を推進するための新たな教育体制の整備を行った。また、社会の変化に柔軟に対応出来る教育研究組織を構築するための一策として、2023 年 4 月から社会医歯学部門と基礎医歯学部門を統合のうえ社会・基礎医歯学部門を新設して 3 部門制に改組し、分野間の連携を強化することにより有機的な教育を実践して、低学年教育の充実に努めた。

教育内容の改善等を目的としては FD 委員会を設置し、計画的に教員の資質向上を図るための研修を実施している。その研修は「学生支援の充実に関する FD」、「教員の資質向上に関する FD」、「大学院及び研究の活性化に関する FD」と多岐にわたり、専任教員のほぼ全員が参加している。教員は FD を通じて大学全体が抱える課題ならびにそれぞれの立場での課題等を共有することができ、その課題克服に向けて積極的に取り組むことが可能となっている。

教員の教育研究成果の点検・評価については、学生による授業アンケートのフィードバックと人事考課制度により実施している。学生による授業アンケートは前期と後期に実施し、教員にはその集計結果を確認した上での自己評価と対応策の報告を義務付けている。年に一度実施する人事考課においては、達成度を実績、意欲・態度、能力別に 5 段階で評価し、昇給ならびに年度末手当等の処遇に反映させている。このことにより、教員の資質向上に大きな効果を上げている。

その他、海外の姉妹校（リバプール大学、ブリティッシュコロンビア大学、中国医科大学口腔医学院、上海交通大学口腔医学院、慶熙大學校歯科大学）に 5 名程度の教員を学生とともに派遣し国際交流に努めており、ここ数年はコロナ禍の状況のため交流を控えていたが、2025 年度より再開した。

第7章 学生支援

【点検評価項目】

- ①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。
- ②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

【点検・評価】

(1) 分析を踏まえた長所と問題点

本学における学生支援の長所としては、少人数制で学生を支援する助言教員制度や TKG サポート制度が挙げられるが、助言教員間で学生支援の質や量に格差が生まれるのが本制度の問題点と認識している。助言教員が代わっても変わらぬ学生支援ができるように、当該学生の状況を把握できる仕組み（学生ポートフォリオやポータルサイトシステムによる申し送り事項記載欄）を整備しているが、この仕組みを十分に活用できていない例が散見される。

正課外活動（部活動等）支援に関しては、学生を正会員として組織した学友会において、体育部会及び学術文化振興に関する活動、地域交流、ボランティア活動への支援を実施しているが、新キャンパスへの移行に伴い 2023 年 8 月より体育館の解体作業が開始されたため、体育館を使用する部活の活動が制限されている。

(2) 改善・発展方策と全体のまとめ

助言教員間における学生支援の質や量に格差が生まれる問題については、助言教員を対象にして定期的に FD を開催する等、助言教員が行う学生支援の質向上に努めている。さらに、助言教員が学生に対して行う支援について詳細に解説した TKG サポートマニュアルについても定期的に改善を行っており、指導教員が行う支援の質を担保できるように努めている。

新キャンパスへの移行に伴い、一部の部活動が制限されている問題については、2024 年度の活動に向けて部活費の追加支援を行う等の対応を行っている。

全体を通じて、本学は学生支援の体制は整備されており、学生支援は適切に行われていると判断できる。

【'24 対応・改善状況】

- (1) 「'23 現状と課題」の「分析を踏まえた長所と問題点」について、2024 年度に実施した対応・改善及び発展方策

第 1～3 学年を対象に前期と後期に助言面談を実施し、学生に学習を義務づけている参考書を使いながら学習の進捗確認と定期試験に向けた学習指導を実施した。助言教員間の質に格差が生まれる問題については、学生面談に先立ち指導法に関する説明会を開催した。説明会を欠席した教員にも動画配信の視聴を義務づけ、指導内容について質を担保するよう徹底した。第 1 学年を重点的に指導するために配置している TKG サポーターに対しては、

2024年4月に学生部長から制度の概要・方針・低学年教育の重要性についての説明会を開催した。さらに、2025年3月には次年度に向けた助言教員マニュアルおよびTKGサポーターマニュアルを改訂した。本マニュアルについては引き続き定期的な見直しと改善を行い、教員が常に最新版を使用できるよう整備に努めたい。

新キャンパスへの移行に伴い、一部の部活動が制限されている問題については、すべての部活動・同好会に対して学友会から補助する追加支援を行った。さらに、体育館の解体によって活動が制限されている部活動に対しては、放課後に本館9階の講堂を開放し、活動ができるよう追加支援を実施した。

(2) 全体のまとめ

本学は2025年8月の新キャンパス移設に向けて準備を進めているが、本移設により学生支援が滞ることのないよう教員・職員一丸となって対応にあたっている。すべての学生にきめ細かな指導を行うことを目的に整備した助言教員制度は1973年の開学に合わせて導入され、今では学生支援の柱となっている一方で、助言教員間における支援に格差が生まれる問題も生じている。これに対し、定期的なFDや事前説明会を開催することにより指導の質の担保に取り組むとともに、支援の手から取りこぼさないよう学生部長・学生部次長・学年担任・学務課職員がサポートをバックアップする体制が定着してきている。新キャンパス移転に伴い部活動が一部制限されている問題についても、体育部会長を中心に学生自ら改善策を見出す動きがみられており、部活動が円滑に進められるよう教員・職員共同体制で引き続き学生支援にあたる予定である。

【点検評価項目】

- ① 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。
- ② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。
- ③ 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。
- ④ 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

【点検・評価】

(1) 分析を踏まえた長所と問題点

ネットワーク環境については、有線LANと無線LANを備えている。ICT環境整備改善としてはMicrosoft 365を導入し、メールやクラウドストレージ、Office等を提供している。昨今の大学を狙った標的型攻撃やサイバー攻撃が高度化・深刻化しているため、セキュリティ対策について定期的に見直しを行っている。クラウドサービスを導入したことにより、さらにネットワークの安定的な運用が重要となるが、学外の接続がダークファイバーによるSINETとの接続1点のみであり、SINETとの接続に障害が発生した場合に、復旧までクラウドサービスが使えない問題点がある。

図書館サービス及び学術情報サービスにおいては、歯学分野では、西日本において有数の蔵書を整備している。選書方針についても適宜見直しを行い、図書館に来館できない場合でもいつでもどこでも閲覧できるよう電子図書の追加、および親しみやすい図書館を目指し一般図書の区分を追加している。国立情報学研究所が運営する相互貸借システムの利用及び九州地区の医学系図書館との協定による相互利用を行うことで、学生の学習、教員の教育研究活動等に資する施設として機能させており、教育研究活動に大きく貢献している。

研究面においては、本学のブランドである「口腔医学」の理念を達成することを目的として、文部科学省が公募した2017年度私立大学研究ブランディング事業へ「高齢者ヘルスプロモーションと地域包括ケアへの口腔医学の展開～要介護化防止と誤嚥性肺炎ゼロを目指して～」の事業名で採択され、同事業の柱である3つの研究チームによって、事業計画に沿って研究を進展させた。

このように、私立大学研究ブランディング事業等の先進的かつ独自性の高い研究活動を一層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため、2019年10月に口腔医学研究センターを設置した。同センターでは、5つの口腔医学プラットフォームとして、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」を構築し、それぞれのプラットフォームにおいて、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究に取り組むとともに相互の連携研究にも取り組むこととしている。また、同センターを活用して得た研究成果を発表するシンポジウムを毎年実施すると

ともに、研究業績集を取りまとめて、同業績集を所属メンバーの自己点検・評価の資料として活用している。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡歯科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、関連規則として「競争的資金等の取扱いに関する規則」「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」を制定し、ホームページで公開している。

また、2019年7月に文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に則って整備している本学の管理・監査体制について現地調査を受けた結果、所要の対策が着実に履行されているとの評価を得た。

このほか、研究費の不正使用防止に関しては、毎年度文部科学省へ提出が義務付けられている「公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に基づき、点検・評価を行い、体制に不備がある場合には必要な改善を行うこととしている。

また、研究活動における不正行為への対応についても同様に、毎年度文部科学省へ提出が義務付けられている「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取り組み状況にかかるチェックリスト」により、点検・評価を行い、必要な改善を行うこととしている。

なお、2022年2月に本学元准教授による研究活動における不正行為(捏造・盗用)の調査結果を公表したが、この調査結果を踏まえて、研究倫理教育責任者が講師となって、不正の実例を用いたFD講演会を開催し、再発防止に努めている。

動物実験については、日本動物実験学会において実施する「動物実験に関する外部検証」を受審し、その受審結果に基づき、必要な改善を行っている。

また、動物実験の自己点検票及び実施状況報告書を毎年度作成し、それに基づき自己点検・評価を実施し、学長へ報告している。

(2) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の教育研究等環境については、中期構想を基に、理念・目的及び社会的使命の下、教育研究成果の更なる向上を実現するため、「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に則り、各整備計画を立案実行し、各点検・評価項目のとおり概ね適切に運営している。

校地及び耐震化、バリアフリー化された校舎は大学設置基準を上回る面積を有し、教育研究活動に必要な施設、設備を整備している。

また、教員に対しては適切な研究費を配分するとともに研究に十分なスペースを確保し、独自の研修制度により学外研究の機会の確保にも努めている。

ネットワーク環境については、有線LANと無線LANを備えており、学生は自分の所有するパソコンやスマートフォンなどの情報端末を、学内無線LANに安全に接続できる。学内ICT環境の改善のため、クラウドサービスとしてMicrosoft 365を導入している。クラウドサービス導入により、さらに学内ネットワークの安定的な運用が重要となるが、学外の接続が

ダークファイバーによるSINETとの接続1点のみであり、SINETとの接続に障害が発生した場合に、復旧までクラウドサービスが使えない問題点があるため、2024年度から商用回線を契約し、バックアップ回線として利用することを決定した。

図書館サービスについては、情報図書委員会で決定した選書方針に従い、開設当初から歯科医学・歯科医療に関する書籍の積極的な収集を続けている。学術情報サービスについて、医中誌WEBやCochrane Library、Journal Citation Reportsなどの外部データベースを備えている。高騰する外国語雑誌の購入に関しては、2023年度から一部タイトル(Nature COD)についてタイトル固定の契約ではなく1論文毎に料金が発生するPay Per View方式に契約変更した。国内外への研究業績情報の公開は「研究業績データベース」を公開しているが、内製によるシステムであるため、2024年度から科学技術振興機構が運営するresearch mapと連携が取れる新システムの導入を決定した。

教育研究活動の支援に関しては、教員に対しては適切な研究費を配分するとともに、研究室を確保している。学生に対しては、大学院学生を対象とする研究プロジェクト等の補助的業務に従事する「リサーチ・アシスタント」、講義、実習等の補助的業務に従事する「ティーチング・アシスタント」、大学院学生及び学部学生を対象とする学生に対する学習支援や学生生活支援業に従事する「スチューデント・アシスタント」により支援を実施している。なお、口腔医学を基盤とする基礎的・応用的研究を推進するため私立大学研究ブランディング事業等の先進的かつ独自性の高い研究活動を一層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため、2019年10月に口腔医学研究センターを設置し、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究や相互の連携研究に取り組んでいる。

本学では、文部科学省が定めるガイドライン及び本学規則に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施することとし、公的研究費に関与する研究者及び事務職員に受講を義務付け、毎年度実施している。

2023年度のコンプライアンス教育については、研究関連業務支援会社が提供するコンプライアンス研修を、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として開催し、最近の研究機関における不正使用事案、特徴的な不正事案、不正に対するペナルティ、不正使用事例の背景と心理等により不正使用の防止について研修を行い、受講率は100%であった。

また、研究倫理教育については、研究関連業務支援会社が提供する研究倫理研修を、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として実施し、最近の研究機関における研究不正事案、研究不正の発生状況、捏造、改ざんの例・盗用(剽窃)の例、研究不正事例の背景と心理等により不正行為の防止について研修を行い、受講率は100%であった。

なお、大学基準協会の点検評価項目で「内部質保証推進組織の関わり」が評価の視点に新たに複数項目追加されており、自己点検・評価委員会での検討を開始することとした。

今後も引き続き「福岡歯科大学 教育研究環境の整備の方針」に基づき、本学の教育研究成果の更なる向上を実現するため、教育研究環境の整備と検証を実施し、改善を図りたい。

【'24 対応・改善状況】

(1) 「'23 現状と課題」の「分析を踏まえた長所と問題点」について、2024 年度に実施した対応・改善及び発展方策

校舎及び設備の刷新と教育研究機能の向上のため、「4 つのつなぐ」（学園をつなぐ、地域をつなぐ、人をつなぐ、未来をつなぐ）で学生ファーストのキャンパスづくりをコンセプトとして、新本館の建設を進めている。講義室は横長な階段教室にして学生と教員の距離を近づける平面計画としており、座席間隔も広めに設定してゆったりとした座席配置になっている。また、情報処理実習室はフラットな床に可動式の机及びノート型パソコンを設置することとし、実習以外ではグループ学習や試験など多目的に利用できる構成となっている。

研究室エリアは、共有できるカンファレンス室、実験室、コミュニケーションラウンジ等を設けて合理化を図るほか、教員が病院エリアへ移動する際に学生を見守ることができるよう、病院エリアとの間に講義室エリアを配置する平面構成となっている。省エネについては、高効率熱源システムを導入し、底部分に太陽光発電パネルを設置しているほか、校舎内は中間期の自然通風利用機能（エントランス部は自動制御）や講義室における明るさの自動調整機能を備えるなど、ZEB Oriented（ゼブオリエンテッド：40%以上の一次エネルギー消費量を削減した建物）としての要件を満たしており、快適性と省エネの両立を図っている。このほか、校舎は建築基準法上の 1.25 倍の高い耐震性能を有するとともに、「福岡市福祉のまちづくり条例」適合施設としてバリアフリーにも対応している。

学内 LAN の学外接続について、SINET 経由のみであったが、故障等に備えるバックアップ回線として商用回線を導入した。

また、国際学術無線 LAN ローミング基盤「eduroam」に加盟し、加盟機関が本学で無線 LAN を利用できる環境及び加盟機関に訪問した際に本学構成員が無線 LAN を利用できる環境を構築しサービスを開始した。

情報セキュリティの見直しとして、SSL-VPN 装置について利用状況や昨今のセキュリティ状況を勘案し 2024 年度に撤去した。さらにプロキシサーバについても既存機器の Web フィルタ機能を利用することとし 2024 年度に撤去した。内部ネットワーク不審通信機器については 2025 年度にネットワーク設計を伴う既存機器の IPS 機能を利用するうえで撤去することを決定した。

図書館サービスについては、2025 年度の新図書館オープンに向けカウンタから利用が見える閲覧席の配置や、静寂性の濃淡をつけた図書館のレイアウトを検討した。

オンラインジャーナルやデータベース等を学外から利用できるよう、学術認証フェデレーション「学認 (GakuNin)」を導入した。

外国語雑誌高騰対策として今までのタイトル購入に代わる方式として Pay Per View を導入することにし、2024 年に開始した Nature に加え、Elsevier について 2025 年 1 月から開始した。また、教員の研究業績公開について、科学技術振興機構が運営する researchmap と連携が取れる新システムを導入した。

口腔医学研究センターは、第5回口腔医学研究センターシンポジウムを開催し、5つのプラットフォームの代表者が研究成果を発表したほか、2023年の同センターを活用した業績の取りまとめを行った。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡歯科大学 公的研究費における不正防止計画に係る教育及び啓発計画」に則って、「公的研究費等にかかるコンプライアンス教育講習会」及び「研究不正を防止するための研究倫理意識の向上」の講習会を開催し、教職員及び大学院生も含めて対象者全員が受講した。

毎年、文部科学省へ提出が求められている公的研究費の管理監査のガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく「取り組み状況にかかるチェックリスト」において自己点検・評価を行った結果、特に不備はなかった。

2020年度に受審した大学基準協会における機関別認証評価の評価結果に基づく改善報告書への意見として、内部質保証体制の具体的にシステムをどのように運用していくのか、その方法が明確でないとの所見があったことから、自己点検・評価委員会で検討する必要がある。

(2) 全体のまとめ

創立後50有余年が過ぎ、校舎及び設備の老朽化が進む中、新キャンパス整備計画に基づくI期工事として2025年7月末完成を目途に新本館の建設を進めるとともに、II期工事である体育館及びアニマルセンターの企画・設計に取り組んでおり、学生及び教職員が、安全・安心な環境において学修及び教育研究が進められるキャンパス整備を推進している。

ネットワーク環境については、国際学術無線LANローミング基盤「eduroam」に加盟し、新たなサービスを開始した。また、学内LANの学外接続について、SINET経路に加え、バックアップ回線として商用回線を導入し、障害に強い環境を構築した。

情報セキュリティについては、定期的に見直しを行っている。

図書館サービス及び学術情報サービスについては、2025年度の新図書館オープンに向けより良いサービスを提供できるレイアウトを検討した。また、外国語雑誌高騰対策としてタイトル購入からPay Per Viewへの移行を実施している。

口腔医学研究センターは、第5回口腔医学研究センターシンポジウムを開催し、5つのプラットフォームの代表者が研究成果を発表したほか、2023年の同センターを活用した業績の取りまとめをおこなった。また、大学院生11人が同センターにて研究を行い、うち8人がシンポジウムに参加した。

2021年2月1日に改正された文部科学省のガイドライン「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」において、不正防止の組織風土形成に資する啓発活動を実施することが定められ、コンプライアンス教育や啓発活動等の対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示した計画を策定・実施することが求められている。

このことに対応するため、2024年3月に「令和6年度公的研究費における不正防止計画に係る教育及び啓発計画」を作成し、教授会で報告するとともに、ホームページにて公表しており、この計画に沿って啓発活動を実施し、実施結果についてはコンプライ

アンス教育責任者から統括管理責任者へ報告し、統括管理責任者は最高管理責任者へ報告するとともに、学園の常任役員が出席する「常任役員会」にて報告した。

また、学園監事から、実施計画へ担当部署を記載することにより実施担当部署が明確になるとのアドバイスがあったことから、2025年度の計画から記載することとした。

文部科学省が定めるガイドライン及び本学規則に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施することとし、公的研究費に関与する教職員及び事務職員に受講を義務付け、毎年度実施している。

2024年度のコンプライアンス教育については、研究関連業務支援会社が提供するコンプライアンス研修を、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として実施し、最近の研究機関における不正使用事案、特徴的な不正事案、不正に対するペナルティ、不正使用事例の背景と心理等により不正使用の防止について研修を行い、受講率は100%であった。

また、研究倫理教育についても、研究関連業務支援会社が提供する研究倫理研修を、「全研究者」及び「研究に関与する職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として実施し、最近の研究機関における研究不正事案、研究不正の発生状況、捏造、改ざんの例・盗用(剽窃)の例、研究不正事例の背景と心理等により不正行為の防止について研修を行い、受講率は100%であった。

第9章 社会連携・社会貢献

【点検評価項目】

- ① 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。
- ② 社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

【点検・評価】

(1) 分析を踏まえた長所と問題点

大学の教育研究成果の社会への還元のため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底しながら、99名の地域住民に対する健康教育（福岡歯科大学公開講座、2023年10月29日）を開催したほか、地域の医療職74名を対象とする地域医療連携研修会（第5回連携の会、2023年11月9日）を主催した。また、大学連携活動において、ボランティア学生の地域小学生学習支援活動への派遣のための連絡調整（12回）、福岡未来創造プラットフォーム参画大学等と連携し、市民1,216名対象の学び直し講座（一部オンライン開催）に参画した。また、福岡市の歯科口腔衛生推進協議会、ならびに福岡市早良区の地域包括ケア会議生活支援・介護予防部会に教員を派遣して歯科口腔保健の充実や口腔機能を通じた介護予防に関する知見成果を通じた社会貢献を行った。

問題点としては、新型コロナウイルスが5類に移行して以降、健康教育講演会等は徐々に再開したが、本学の社会貢献活動が特徴とする地域に密着した出前講座による地域住民への教育研究成果の還元については、職員が病院での診療を行うことを考慮し、職員の派遣については引き続き休止するなど、新型コロナウイルス発生前の活動（2019年度実績：47件・1,196人受講）が行えていないことが課題である。

(2) 改善・発展方策と全体のまとめ

新型コロナウイルス感染症の第5類への移行（2023年5月8日）に伴い、これまで中止となっていた出前講座や研究教育が順次再開されている。

今後、活動状況の自己点検・評価結果に基づいて、改善・発展に向けた検討を進めていくこととしている。

【'24 対応・改善状況】

(1) 「'23 現状と課題」の「分析を踏まえた長所と問題点」について、2024年度に実施した対応・改善及び発展方策

福岡歯科大学の社会連携・社会貢献活動については、明示された方針に従い、福岡歯科大学が有する人的・物的・知的資源を活用するとともに、地域や行政および医療・保健・福祉関係機関等との連携関係を構築している。また、健康長寿社会の形成および地域社会の活性化に資するため、学外組織、地域社会等と連携体制を確立し、少子・高齢化などの地域の課題について、大学での研究成果である医療知識、技術等を積極的に提供することで社会に還元している。

具体的には、新型コロナウイルスが5類に移行して以降、地域住民への教育研究成果の還元を実施するため、コロナ禍で中止していた出前講座を2024年度から再開し、健康長寿を実現するうえで欠かせない生活の質を大きく引き上げるオーラルフレイル予防、口腔ケアの知識や技術の提供を中心に地域の公民館等に出向き7回の出前講座を実施した。今後も本学が特徴とする地域に密着した出前講座による地域高齢者に対する健康寿命延伸へのさらなる取組みとしてのオーラルフレイル予防事業の発展並びに検討を行う。

また、「福岡市歯科口腔保健推進協議会」の委員として本学教員を派遣し、協議会の検討委員会として「福岡市歯科口腔保健推進プロジェクト等検討委員会」にも参加し、歯科口腔保健の推進に寄与した。

一方では、福岡歯科大学の持つ口腔医学の教育研究成果を、健康知識の学び直し教育（リカレント教育）として広く地域住民に還元するため、健康教育講演会、出前講座等徐々に再開し、2024年度は12件・542人が受講したが、参加人数等新型コロナウイルス発生前の活動実績（2019年度実績：47件・1,196人受講）まで及んでいない点が課題である。

(2) 全体のまとめ

本学の口腔医学ブランドを最大限活かした社会連携・社会貢献については、口腔医学の地域への展開と地域包括ケアシステムの構築支援として教育研究成果が社会に還元される活動として、国内外の大学・行政機関・地域企業や地域住民と密に連携を図り、コロナ禍においてもウィズコロナ時代の社会貢献として継続実施してきた。今後はコロナ禍終息に向けた貢献に注力するとともに、終息後のポストコロナの時代の社会貢献を模索し、医療行政担当者、医療関係諸団体代表者、地域自治組織代表者による定期的な点検評価や意見交換を実施して、適切に取組みの改善・向上を行っていく予定である。

第 10 章 大学運営・財務

(1) 大学運営

【点検評価項目】

- ①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。
- ②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。
- ③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。
- ④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

【点検・評価】

(1) 分析を踏まえた長所と問題点

事務組織に関しては、関連規定を整備のうえ、2023年6月よりこれまで兼務であった内部監査室長として専任の職員を配置し監査機能を強化した。

事務局の課題としては、職員の年齢構成及び男女構成に偏りがあることである。20代の職員数が少ない状況にあり、また30代後半から40代にかけて男性に比し女性の職員数が多い構成になっている。18歳人口が減少するなど私立大学を取り巻く環境は今後一層厳しくなる一方で、教員と協働し、将来に向けて大学改革や教育改善を推し進める重要な役割を果たすために必要な高度で専門的な知識の獲得が求められる。そのためには、有能で積極的な若手人材を採用のうえ将来の管理者として育成する必要がある。また性差を理解のうえ相互に尊重し、協力し合うことの出来る職場環境を整備する必要がある。

(2) 改善・発展方策と全体のまとめ

大学運営については、2019年10月に「福岡歯科大学 管理運営方針」を定めて明示し、全教職員の共通理解のもと、改善・充実に向けて取り組んでいる。

管理運営体制については、法人組織、学長及び教授会等の権限と役割を明確にするとともに、学長が選考を行う役職教員の配置、エビデンスに基づく教育改革を実践するための教育支援・教学IR室の設置並びに学長裁量枠として学長重点配分経費の配分など、学長がリーダーシップを発揮しやすい環境を整備しているほか、事務局を含めた教学組織と法人組織間の情報共有、教職協働を踏まえた適切かつ機能的な事務組織の構築、計画的な教職員の資質向上研修の実施及び諸規定の整備等についても積極的に取り組んでいる。

予算配分・執行については方針・関連規定に基づき良好に管理されており、監査体制についても三様監査により強化を図っている。

また、中長期計画である中期構想の実現に向けて策定した年度ごとの事業計画とその進捗状況及び実施結果である事業報告書を根拠として点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図っているほか、隔年ごとに大学基準協会の評価項目に準拠して、点検・評価を実施

し、その結果や課題等を取り纏め、翌年度にはどのように改善されたかを改めて点検・評価を実施しており、不断に大学運営の適正化に努めている。

このように、本学の大学運営は、大学基準に照らして概ね良好な状態にあり、適切であると考えるが、今後は、自己点検・評価委員会による PDCA サイクルを一層効果的・効率的に回して改善策を講じながら、更なる整備・充実を図りたい。

【'24 対応・改善状況】

(1) 「'23 現状と課題」の「分析を踏まえた長所と問題点」について、2024 年度に実施した対応・改善及び発展方策

学校法人のガバナンス強化のため、改正私立学校法(2025年4月1日施行)に基づき、寄附行為変更認可申請を文部科学省に提出し、2025年3月7日付で認可を受けた。また、第613回理事会(2025年3月開催)において内部統制システム整備の基本方針を決定した。

その他、日本私立大学協会が策定した、加盟大学のガバナンス・コードに対する取組状況及び学校法人のガバナンス改革に係る社会的要請(学校法人制度の改正等)を踏まえて、加盟大学のガバナンス強化に係る自主・自律的な取組みを一層促進することにより、私立大学全体の経営の健全性の更なる向上・発展を目指していくため、コンプライ・オア・エクスプレイン方式を採用した加盟大学共通の「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」に則って、次年度より本学でも運用を開始することとした。

このように法人組織のガバナンス強化のために、様々な方策を実施することとしたが、今後の運用と更なる透明性の確保が必要となってくる。

職員の年齢構成及び男女構成の偏りを解消するため、採用の際には求人媒体の見直しを行うとともに、構成比率も踏まえて選考を行った。

事務の効率化については、各課の業務内容や職員の事務処理能力等を踏まえ、解剖実習にかかる一部業務を外部委託したほか、適材適所への配置換及び昇任人事を行った。

また、職員の能力開発や資質向上のため、外部主催の各種研修のほか、学内においてはデジタル技術の修得を目的とした研修会や事務DX勉強会を実施した。また、ハラスメント防止対策として、管理職対象及び一般職員対象の研修を各々実施するとともに、働きやすい職場づくりのためのコミュニケーション研修を実施するなど、研修計画に基づき各種研修を実施し、ポジティブな職場環境の構築に努めた。なお、一部ビデオ受講を可能にし、受講率の向上を図った。

その他、災害時に適切に行動し被害を最小限に食い止めるため、防災訓練として避難訓練、消火訓練のほか、国土交通省作成の浸水ガイドラインにおいて病院地区が浸水エリアに指定されていることから土のう作成・設置訓練を実施した。

(2) 全体のまとめ

私立学校法改正に伴い、寄附行為を始めとした諸規定の制改正や内部統制システム整備の基本方針の策定等を的確に遺漏なく実施しており、健全で効率的な管理体制づくりとともに運営方法の見直しに努めている。

事務局に関しては、急進的な技術革新の流れに対応できる人材育成を推進しており、職員構成の偏りに関しても一朝一夕にはいかないことから機会ある度に少しずつ解消すべく対応しており、主体的・機動的な大学改革に教員と一層密に連携協力できる組織づくりに取り組んでいる。

危機管理に関しては、起こりうる危機を想定し、災害発生時に迅速かつ適切に対応できるよう日頃より訓練を行っているほか、緊急事態における学生や教職員の安全確保と業務の継続を図るため、現在 BCP（事業継続計画）を策定中である。

また、多様化する社会のニーズに対応するため、法人組織については、改善・充実に繰り返し、更なる透明性のある経営に努めていく必要がある。

(2) 財務

【点検評価項目】

- ①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。
- ②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

【点検・評価】

(1) 分析を踏まえた長所と問題点

本学の2023年度決算における経常収支のうち、教育活動収支は4億8,600万円の支出超過となり、前年度比で支出超過額が1億8,200万円増加した。前年度比で支出超過額が増加した要因は、新キャンパス整備計画に伴う体育館解体撤去費1億7,600万円を支出したことによるものである。支出超過額となっている主な要因は、2021年度から2023年度に大幅な入学定員割れとなり、学生生徒等納付金が減収となったこと、また、2022年7月に竣工した50周年記念講堂建設に係る減価償却額の増によるものである。一方、教育活動外収入である福岡歯科大学奨学基金、同学術振興基金、同教育研究基金等の第3号基本金引当特定資産運用収入は、2023年度は2億9,700万円を確保しており、教育研究活動の遂行と財政基盤の確保の両立を維持している。

財政基盤を確保するためには、入学定員充足による安定的な学生生徒等納付金の確保が必要であるが、2023年度入試では出願者174名（前年度比34名増）、入学者70名（前年度比3名増）で前年度比増となったが、入学定員96名を確保することが出来なかった。

今後、大幅な定員割れが続けば、教育研究活動の遂行と財政基盤の確保を維持していくことが困難となるため、収支改善に向けた取組みが必要となる。

(2) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の経常収支差額は2018年度決算まで収入超過で推移していたが、2019年度決算以降は支出超過となっている。2019年度から入学定員未充足が続いており、2021年度の入学者は71名、2022年度の入学者は67名、2023年度の入学者は70名で大幅な定員割れとなっており、学生生徒等納付金の減収が主な要因となっている。

入学定員の確保については、受験者増加に向けて教育内容や大学の特色等の情報発信を行う等の広報活動、入学者選抜における特待生制度の拡充等の取組みを行っており、2024年度の入学者は98名で入学定員を確保した。

財政基盤の安定化のためには経常収支差額をプラスにする必要があるが、現在、本法人では新キャンパス整備計画中であるため、第四次中期構想の財政面に関する基本構想において、「安定した財政基盤を確立するため、借入返済金を除き、資金収支の均衡を図る。」としている。

今後、本学が入学定員96名を確保できれば、令和6年度以降の10年間の財政シミュレーションにおいては資金収支の均衡が可能となるが、収支改善に向けた様々な取組みが必要となる。

【'24 対応・改善状況】

(1) 「'23 現状と課題」の「分析を踏まえた長所と問題点」について、2024 年度に実施した対応・改善及び発展方策

本学の 2024 年度決算における経常収支のうち、教育活動収支差額は 3 億 8,400 万円の支出超過となり、前年度比で支出超過額が 1 億 200 万円減少した。支出超過額が減少した主な要因は、前年度に新キャンパス整備計画に伴う体育館解体撤去費 1 億 7,600 円を支出したことによるものである。一方、教育活動外収入である福岡歯科大学奨学基金、同教育研究基金等の第 3 号基本金引当特定資産運用収入は、2024 年度は 2 億 8,300 万円を確保しており、教育研究活動の遂行と財政確保の両立は維持している。

財政基盤を確保するためには、入学定員充足による安定的な学生生徒等納付金の確保が必要である。入学定員の確保については、入学者選抜における特待生制度の拡充の取組みを行っており、同制度を利用した入学者が入学後も周囲の学生に対し、学習意欲の面で好影響を与えていることから、同制度の継続を図っている。2024 年度入試では出願者 231 名（前年度比 57 名増）、入学者 98 名（前年度比 28 名増）で前年度比増となり、入学定員 96 名を確保した。2025 年度入試では出願者 210 名（前年度比 21 名減）、入学者 82 名（前年度比 16 名減）で前年度比減となり、入学定員を確保することが出来なかった。

(2) 全体のまとめ

財政基盤の安定化のためには経常収支差額をプラスにする必要があるが、現在、本法人では新キャンパス整備計画中であるため、第四次中期構想の財政面に関する基本構想において、「安定した財政基盤を確立するため、借入返済金を除き、資金収支の均衡を図る。」としている。

今後、本学が入学定員 96 名を確保できれば、2025 年度以降の 10 年間の財政シミュレーションにおいては資金収支の均衡が可能となるが、収支改善に向けた様々な取組みが必要となる。

